

令和6年度 講習会事業のご案内

～ 業界の振興・発展をめざして ～

京都商工会議所

業界の振興・発展をめざす小規模企業団体の皆様を支援するため、令和6年度の講習会事業を下記により実施致します。本事業は、業界を取り巻く様々な課題に対応し経営改善を図っていくため、組合・団体と本所が連携し講習会を開催するものです。本事業の趣旨をご理解の上、ぜひご活用頂きますようご案内申し上げます。

募 集 要 項

1. 対象となる団体等

業界の振興・発展に寄与する講習会事業を令和6年度内に実施する京都市内の小規模企業等で構成する組合・団体(以下、団体という)

2. 対象となる講習会の内容

当該業界の振興・発展、各団体傘下の各会員事業所の経営改善に寄与する内容であること。
(業界の最新情報、業界が抱える課題解決策、業界を取り巻く経営環境分析 等)

※ テーマ・内容等については、担当支援員と十分協議を行ってください。

3. 講習会の種類

※当該年度内における一団体あたりの開催は、原則、下記(1)(2)のいずれかのみ。

- (1) 一般講習会・・・年度内に単発で実施する講習会(2回まで。移動講習会含む)
- (2) 継続講習会・・・課題・目的に沿って各回テーマを定めて、年度内に3回以上開催する講習会(移動講習会含む)

4. 対象となる経費

※行政および他の支援機関等の補助金・助成金等を同一事業の同一費目に使用できませんのでご注意願います。

<補助対象経費> ①講師謝金 [1.5～2時間程度の講習会で概ね3万円以内]
②会場借上代 [概ね3万円程度]
③バス借上代 [移動講習会。別紙基準に基づく]

- (1) 一般講習会・・・1回あたり、①②③のいずれかのみ利用可能。
- (2) 継続講習会・・・合計15万円(税込)以内で3回以上の継続開催(1回あたり、①②を併用して利用可能。①または②と③の併用利用は不可。③は単独利用のみ可能)

※継続講習会を申請・決定された後、実施回数が2回以下になる場合は、「一般講習会」の扱いになりますのでご注意願います。

5. 申請方法、締切等

貴団体を担当する本所の経営支援員と必ず事前打合せ(必須)の上、所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに同支援員まで提出願います(添付の「運用の手引き」をご参照下さい)。

- (1) 一般講習会・・・予算の範囲内で、随時、事前にご相談をお受けして実施します。
- (2) 継続講習会・・・令和6年5月24日(金) 締切

※申請された団体の中から、講習会の内容および効果見込、過去の継続講習のご利用実績等を考慮し、本所において予算の範囲内で選定致します。結果は6月上旬に通知致します(予定)。

6. 注意事項

- ・実施にあたっては、各団体と本所の二者主催事業とします。
- ・各講習会は令和7年3月7日(金)までに開催するものを対象とします。
- ・講習会開催ごとに出席者に対してアンケートを実施して頂きます。

7. お問い合わせ・申請書類提出先

貴団体担当の本所経営支援員まで。